主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人津田禎三の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由に当らない。(なお、本件上告趣意書は、弁護士武田隼一も連名で記載されているが、同人は当審の弁護人として選任されておらず、また原審弁護人の資格でみずから上告申立をした者でもないから、弁護人津田禎三の上告趣意として取り扱う。)また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一政の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年二月一五日

最高裁判所第二小法廷

_	健	野	奥	裁判長裁判官
彦	芳	戸	城	裁判官
外	和	田	石	裁判官
太 郎	幸	Ш	色	裁判官